㈠　トンネル施工延長が700m以上であること。

ただし、上記㈠、㈠は同一トンネル、同一工事（連続施工を含む）であることとし、掘削支保工及び覆工の両方を施工していること。

また、施工延長とは掘削支保工及び覆工の両方を施工した延長とし、坑門工の延長も施工延長に加えてよい。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

⑺　「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第１編　第１章　第１節　第25条　工事関係者に対する措置請求　第２項　技術者に対する措置　追－１」に示す資格を有する者。

イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

３）平成16年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験を有する者であること。

なお、平成16年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次のとおりとする。

㈠　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査１）～３）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㈠　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査１）～２）及び一次審査３）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）～３）における審査評価点の合計の上位15者までを選抜する。ただし、15番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）企業の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事の実績について評価する。

②　トンネル覆工コンクリートの長期保証に対するインセンティブについて評価する。

③　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

２）技術者の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事の実績について評価する。

上記発注工事で、従事役職が担当技術者での評定点の場合には、主任（監理）技術者の評定点の場合での加算点の１／２とする。なお、上記発注工事で、従事役職が現場代理人の場合は主任（監理）技術者と同等の評価とする。

ただし、平成16年４月１日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

３）技術提案（具体的な施工計画）（審査評価点（加算点））トンネルは、長期間にわたり安全な使用に耐えるものでなければならない。そのため、トンネルの品質・耐久性の向上にあたり特に配慮が必要であるので、次の「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

①　トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画

○トンネルの漏水は覆工の機能や耐久性を低下させる原因となる場合が多く、施工にあたっては所定の機能確保や効果発現を得られるよう防水工の施工に十分留意する必要がある。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）　一次審査で選抜された者で、下記４⑷２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施する。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。